蒙古朝治下における漢人世侯

---河朔地区と山東地区の二つの型--

井 ノ 崎 隆 興

間的地位を占めて、微妙な役割を演じたのが漢人世侯達である。この漢人世侯を蒙古朝との関係において考察しようとしたのが本論 までもない。まして、江南の地にあつて南宋は虎視耽々として失地回復を狙つているのである。此の時に蒙古朝延と民衆との丁度中 して、漢土の民衆に君臨するに至つた。併し、それが異民族支配であつただけに並々ならぬ抵抗を受け種々の困難を伴つた事は云う 【要約】 十三世紀の初期、漢土は宋・金・蒙古の三朝鼎立で混沌たる社会情勢を醸し出していたが、一二三四年に蒙古は金を亡ぼ

、はしがき

である。

とする漢人達がいる。 北族部族が漢土を征服する時、常に彼等を迎え入れよう

宜を与えたり、或は進んで侵略軍の先鋒となる等と、一群蒙古人によつて元朝が成立する前に於ても、侵入軍に便

蒙古朝治下における漢人世侯(井ノ崎)

見出すが、中でも満城(保州)に根拠をもつ張柔、天城達こそ、やがて一定の義務履行と交換に諸権利を容認された、所謂漢人諸侯となる人達であつた。 当時を記録する元史を播く時、容易に多くの漢人諸侯を当時を記録する元史を播く時、容易に多くの漢人諸侯を

二七

(=西京、大同の属地)の劉黒馬、真定(正定)の史天沢、

鄆州 漢人で興国に労のあつた者は、 ず」 (黒韓事略) に忠順な有力諸侯であつた事は間違いない。 するに、 す」(道圀学古録、 せられた。又、 倶に此の四人の兵数の多きと、 (東平)の厳実が、 史天沢、 「太祖皇帝以来、 張柔、 准陽献武王崩之碑)とも云われている。要 説明されるように「四大諸侯」と称 厳実、 「他に衆を領する者あるとい 張 劉黒馬の四人が、 中原を定め江南を取る。 (柔) 氏と史氏を最とな 力の強き事 でにお 蒙古朝廷 よば · えど

わけではない。
併しながら、すべての漢人諸侯が蒙古朝に忠順であつた

期であつただけに其の衝動は非常に大なるものがあつた。即であつただけに其の衝動は非常に大なるものがあつた。からて中統三年二月三日を期し突如として益都に起り済南に処って反旗を翻した。親王哈必赤の指揮する豪漠連合の討機されて、この叛乱は鎮定したが、元朝成立の間もない時間があった。からて包囲されること五ケ月、後軍は直ちに済南に向つた。かくて包囲されること五ケ月、後軍は直ちに済南に向つたが、最も注目すべきは李遠の叛乱であろう。山東一帯だが、最も注目すべきは李遠の叛乱であろう。山東一帯だが、最も注目すべきは李遠の叛乱であろう。山東一帯だが、最も注目すべきは李遠の叛乱であるものがあつた。

接な関係があるに至つて、考察の対象としての価値を十分型とも云うべき全く相反する二つの型が存在すると云う其れだけなら他の場合にも見られる現象で、特に取りあげる必要はないかも知れない。だが問題は此の二つの型が蒙古人政権という異民族の支配統が問題は此の二つの型が蒙古人政権という異民族の支配統以上のように、蒙古朝治下の漢人諸侯には忠順型と反抗以上のように、蒙古朝治下の漢人諸侯には忠順型と反抗

抗的な漢人諸侯達は山東地区ないしは其の近辺に根拠地をその事実と云うのは、李瓘の叛乱に見られるように、反

にもつてくる。

(中堂事記中)、

反抗の漢人諸侯達も容易にあげ得る。

戦つたであろう厳忠済は、先に書いた通り既に処分されてした李杲哥は徐州の総管を務め、そして、当然李瑄と共にであつた張邦直の兄弟は済南の万戸であり、叛乱に歩を合は徳州の万戸兼軍民総管であつたし、同時に決起すべき筈持つていた寡である。李瓊からの密使が届いていた劉復享

る其の殆んどが河朔出身の漢人諸侯であつた。の張柔は順天、丞相の史天沢は真定と、いくらでも挙げうの張柔は順天、丞相の史天沢は真定と、いくらでも挙げうとれに反し、李璮討伐に参加した漢人諸侯は、行軍総官はいたが東平が在地であつた等々である。

乱の時、 べて蒙古朝に近く、 年) であつたが、河朔の漢人諸侯が、山東の漢人諸侯に 比 な行動であつた事は間違いない。そうだとすると李璮の叛 ろ取つた行為が、 来たのであろう。 元九年に大都と改名) 〈遷都したのは、至元四年〈一二六七 一蒙古朝廷の支配力の強弱となり、忠順と反抗の相異が出 世祖フビライ汗が開平府 共に反抗を示した漢人世侯達の間には、 夫々の諸侯にとつて、其の場合最も有利 併しながら、 その地理的な差異が、 (察哈爾多倫県)より中都 いずれの組の漢人世侯に そのまま両 それによ 地 室 X

ある問題と云わねばならない。る。其の理由とは、一体、如何なるものであろうか、興味る。其の理由とは、一体、如何なるものであろうか、興味つて有利になる何か共通の理由がなくてはならない事にな

かくして、漢人世侯の考究の問題は提出されるのであるかくして、漢人世侯を基盤としているだけに、当然彼等とが、問題が漢人世侯を基盤としているだけに、当然彼等とが先行的に用意される必要がある。そして其の上で二つのが先行的に用意される必要がある。そして其の上で二つのが法を取らねばならない。なぜならば、両者の相異点の中にこそ、一方を忠順に他方を反抗に向わせた素因が潜んでにこそ、一方を忠順に他方を反抗に向わせた素因が潜んでにこそ、一方を忠順に他方を反抗に向わせた素因が潜んである。

漢人世侯の出現まで

ら始まる。

考察は、

先ず順序として、漢人世侯の出現までの皆見か

(539)

蒙古軍防衛の自信を失つた金朝としては、止むを得ない事強い反対を排して汴へ遷都した。所謂、金朝の南遷である。貞祐二年五月(一二一五年、蒙古太祖十年)、宣宗は一部の

二九

蒙古朝治下における漢人世侯

(井ノ崎)

葉に拠るまでもなく、それは宣宗の責められるべき失政の都するは已に失策なり」(元史、史天倪伝)との史元倪の言であつたのである。併しながら、「金の幽燕を棄て汴に遷

守郭君墓誌銘)と、河朔地方の荒廃と紊乱が激しい様相を是時河朔は墟となり、蕩然として統なし」(元文類、易州大一つであつた。「金の貞祐、主は南渡し、元軍は北へ還る。

呈し始めたのは、

まさに此の時であつたからである。

に影響し、延いては金朝の存立を揺がす問題であつた。 朝は拱手傍観しているわけにはゆかなかつた。それは戦力り、軍費は日に急、賦斂は繁重にして、皆給を河南に仰ぐ。 り、軍費は日に急、賦斂は繁重にして、皆給を河南に仰ぐ。

一、「其歳免租」の制

金朝は次の諸対策を採用した。

し、この処置は「国用の乏竭」と云う最大の欠点を暴露しの租税を免除すると云うのである(金史、食貨志戸り)。併の租税を免除すると云うのである(金史、食貨志戸り)。併

た。

二、「現戸代納」の制

以から金朝が如何に此の防止に苦悩したか知り得る。 は、流亡した者の租税を残つている者に割りあてて代納さは、流亡した者の租税を残つている者に割りあてて代納さはする原因となつた。興定元年(二二十年、蒙古太祖十年)の「百姓流亡し遺賦は皆見戸に配す。人何で以て堪えん。……亡者なんご復業を肯ぜんや。(中略)其れ幷せえん。……亡者なんご復業を肯ぜんや。(中略)其れ幷せえん。……亡者なんご復業を肯ぜんや。(中略)其れ幷せえん。……亡者なんご復業を肯ぜんや。(中略)其れ幷せえん。

三、「免役・減税」の制

四分の一を減じた。(食史、宣宗本紀)(代納者には恩例を給し、他役を除き、或は本戸の雑征の

四、「捕獲・治罪」の制

施行した。 獲、治罪し、その土地は他の人に与える強硬手段を最後に で、治罪し、その土地は他の人に与える強硬手段を最後に であり、違えて来ない者は捕

軍節度使の温迪罕達の報告からも分るように流亡は河南にする者は曾ての十分の一もなし」(金史、食貨志)と、集慶六万、南遷より以来、調発に勝えずして相継で逃亡し、存だが、此等の総ての努力は徒労に終り、「亳州の戸は旧

本ともと、金朝の戸口は秦和七年(二二〇七年、蒙古、太祖二年)まで増加してきた。「三年一籍」の原則で作成された天下の版籍は、「これ金朝の版籍の極盛なり」(金史、食貨志)と称せられた泰和七年籍を最後として以降の記載がない。蒙古軍の侵寇が激しくなり始めた其の頃に於て煩がない。蒙古軍の侵寇が激しくなり始めた其の頃に於て煩多な戸籍作成が不可能である事は、十分推察は出来るとともに、又以後の戸口の減少を無言の中に明示しているとももに、又以後の戸口の減少を無言の中に明示しているとももに、又以後の戸口の減少を無言の中に明示しているとももに、又以後の戸口の減少を無言の中に明示しているとももに、又以後の戸口の減少を無言の中に明示しているともない。

のである。
金朝が流亡防止に憂身をやつし、種々対策を講じても、金朝が流亡防止に憂身をやつし、種々対策を講じても、象重な賦斂が続く限り、流亡者は無くなるわけはないし、象重な賦斂が続く限り、流亡者は無くなるわけはないし、

える。

蒙古朝治下における漢人世侯(井ノ崎)

さねばならない段階に至つた。 食を得る所なし」(元史、王善伝)のような当時に於ては、食を得る所なし」(元史、王善伝)のような当時に於ては、食を得る所なし」(元史、王善伝)のような当時に於ては、

起る。乃ち悉く家財を散じ、唯、廪粜が存するのみ」 に附す」(元史、史天倪伝)と、云われた燕地方きつての豪族 上)とあつて、簡単な記載ではあるが其の豪絶さは十分 氪 史氏が盗賊に襲われた様子を、 大饑饉に、「栗八万石を発し餞者を賑む。士みな争いて之 澗金集、景州節度使賈公行账)の事態となつた。 **悲し。………・兇焰の灼くところ里陌は粛条となる」** な豪族や比較的豊な郷村を先ず襲撃し始めた。 しに衰退し、 蒙古軍の侵寇が激しくなるに従つて、金朝の権力は日益 「群盗龜起し、河朔の冀部にありて滋きこと 「乱に遭い、 盗賊は四方に 群盗は 泰和四年の 富裕 (同 (秋

(541)

なくなつた。「〔張〕柔は族党を聚め、………壮士を選び、豪族達は、今や富を守るために防衛団を組織せねばなら

蒙古朝治下における漢人世侯(非ノ略)

隊伍を結びて以て自衛す。 其の祖は財を以て郷に雄たり。 彼等が住民を賑わしたのは此のためであつて、「〔趙天錫〕 嚢族達にとつては自衛団を一人でも多く増す必要があつた。 史秉直の告白からも察せられるように、一族の壮男のみの てするも、 るのである。併し、「今や国家は喪乱す。吾が家の百口も 自衛団の設置こそ、 犯すこと能わず」(元史、王善伝)等の示す自衛団は、廃墟 推して長となす。善約束して方あり、備禦して方あり。 に富と生命を守つてゆく自衛団が現われたのである。 自衛では時に千人にも及ぶ群盗に所詮対抗出来なかつた。 を推して長となす」(元史、王赣伝)や、「衆は〔王〕善を 欲す。宜しく統属する所あるべし、乃ち相ともに〔王〕義 (元史、趙天錫伝)のように、豪族の翼下に民衆が加わり互 との外に、今一つの種類の自衛団があつた。 易州定興県の豪農張柔の自衛団結成の記事であるが、 何ぞ以て自ら保たんや」(元史、史天倪伝)との 時事此くの如し、 唯一の有效な防衛手段であつた事が分 盗敢て犯さず」(元史、張柔伝) 衆の帰するところとなる」 吾が儕家室を保全せんと 「県人聚り 盜

そして激しい衝突が起つた。併も争闘は自衛団相互のみで が即位直後の太宗オゴダイ汗に、 伝)とは、此の事を云つているのである。 持つ官吏も襲撃された。 るも、官には儲待なし」(元史、太宗本紀)と、莫大な富を はなかつた。 り自衛団であるが、窮乏すると盗賊に変る集団が出てきた。 ると、その中には生活を維持し得ている間は、 して不法なり。民往々令丞及び属吏を殺す」(元史、王守道 経理するに暇あらず。官吏は多く聚斂して私貲は鉅万に至 ところが、以上のように多くの自衛団が随処に結成され 「太祖の世は歳々西域に事あり、 「州県の吏は多く乱に乗じ貪暴に 「民窮すれば盗となる。 中書令耶律楚材 其の名の通 未だ中原を

るように自衛団と盗賊団とは表裏していたのである。国の福にあらず」(元文類、耶律楚材神道碑)と、進言してい

到底蒙古軍に対抗出来なかつた。 が施行されたが、 あつた。 集団となる事こそ強力な自衛団となる手つとり早い方法で に推して長となす」(元史、趙柔伝)のように、合同して大 李純等また各々衆数干を聚め、 強力な自衛団となる必要に迫られた。「劉伯元、蔡友資、 伝えている。 碑銘)等と、 た。「論して、 て起り、一饋一與、迭に雄長となる」(秋澗全集、朱氏世系 (金史、宣宗本紀) (天文類、易州君墓大守郭誌銘) や、 衰亡の度が増すにつれ金朝は兵士の激減にも苦しみ始め 衆きはここに寡きを暴い、 の跳梁は益々激しくなり、 かくして自衛団は益々強力な大集団となつてゆく。 当時の文献は弱肉強食の様を余すところなく かくて自衛団は他からの襲撃に備えて、より 山西の流民の少壮なる者を軍に充つ。 ٤ 文字通り鳥合の衆である此等の軍隊では 貞祐三年より屋々流 孰れか得て之を控制せん」 「趙」柔の信義を聞き、 「所在の豪強は乱に乗じ 「強きはここに弱きを凌 民 0 軍隊 云々」 編入 共

蒙古朝治下における漢人世侯(井ノ崎)

完顔伯喜伝)及び、 職名を以てし、他人の主る所となるなからしめよ」(金史、 ち、未だ定属あらず。乞うらくは招撫を賜わり、 厳実は、多くの者を信服させ其の勢力が侮り難い実力者で 早速施行された。 と云う両度の上奏にもとずいて、 等級を超踰して本処に見任の職を授けられよと」(同上) 寨を完守する者あり。乞う、 定三年(一二一九年、 あつたために、一躍して百戸に任命され防衛の任に当らし いう好餌で市井の徒に直接防衛の一翼を担当させる政策が 力を持つた自衛団を利用せんとしたのである。 「兵興りて以来、 ここに至りて、 河北の桀點往々にして衆を聚めて自ら保 金朝は效果的な方法を講じた。 破獄数度の無頼漢であつた泰安長清県の 「河東、 蒙古太祖十四年)、 河北に能く余民を招集し、 其の門地を問うことなく、 強い団結力と旺盛な闘争 御史中丞完顏伯 官爵授与と これ は 興 署するに 嘉 娍 皆

保全されるのを知つた時、此等の防衛隊は見込みなき金朝を被る事を意味し、早く投降した者が其れだけ早く生命を使しながら、侵略軍に抵抗する事は、結局、黎破と虐殺

められた外、(元史、厳実伝)其の例は枚挙に遑がない。

継ぎ、 漢人世侯がここに出現したのである。 售 は、外、 致仕還郷八秩詩序) び迎えた。 を棄てて蒙古軍の陣営に走つた。 を生殺するは一つに侯伯より出ず」(紫山全集・慶博州趙総管 得」(牧庵集、磁州滏陽高氏墳道碑)及び、 官を命ず」(元文類、雑書、制官)と、 の説明から、生殺権と徴税権を所有し、 兄没すれば弟及ぐ」(秋澗全集、王導神道碑)ところの 「僚属を自ら置くことを聴し、罪あらば専殺するを 諸侯また自から辟用するを得」(元文類、雑著、 「豪傑の来帰する者、 の記載や、 「郡県の兵民、 蒙古軍は此の投降者を歓 或はその旧にもとずいて 旧の身分が保証され 「焉に租賦し、 「父死ねば子 賦税の若き事 焉

三、蒙古朝の漢人世侯対策

上より永遠に消滅した翌々年に当る。宿願達成に狂喜したた。太宗の八年と云えば、金朝が蔡州(河南汝南県)で史す」(元史、太宗本紀)と、蒙古朝は劃期的な政策を施行し太后の湯沐に奉り、中原の諸州の民を諸王・ 貴戚に 分賜太宗八年(一二三六年)七月に、「詔して真定の戸を以て、太宗八年(一二三六年)七月に、「詔して真定の戸を以て、

に従ふ」 許可が要するとは云え、 制度が芽ばえたわけである。 得る権利を持つようになつたからには、 り外、擅に自から徴斂せしめざればやや久しかるべし。之 此の五戸絲戸領主は、 せしむ」(元史、食貨志)の所謂五戸絲戸領主が出来上つた。 随路の絲線、顔色と丼して本位(諸王、后妃、 気持は容易に理解出来る。 太宗であつてみれば、 (元朝名臣事略、 漢土の民戸の大半を一族に分賜した 「必ず朝命によりて、 中書耶律文正王神道碑)と、 必要があれば随時に差発を徴集し かくて、 「五戸に絲一斤を出し、 ここに地方分権的 恒賊を除くよ 公主) に輸 朝 延 0

皇帝、 るが、太祖ヂンギス汗の時に既に其の発芽を見ていた。叉、 元年) 十月、 す」(永楽大典、站赤)と、 発行の両制度から指摘出来る。 画し準備して来た事実を、 「中統元宝鈔」と呼ぶ統一紙幣の発行は、 ところが、蒙古朝廷は国初より中央集権制度の確立を計 元年已丑十一月十五日の聖旨で諸牛舗 叉、 諸路通行の中統元宝を印造す」(元文類 太宗元年に体系づけられては 吾々は站赤 即ち、 站赤制度は、 (駅伝) 一是時 馬站 と統 (||中統 を 一紙幣 「太宗 戏

の年) 径世大典序録、 鈔法) に其の事実を指摘出来るし、 「詔して交鈔を印造し之を行う」(元史、太宗本紀)と、 に待たねばならないが、 ځ 世祖フビライ汗の即位の年(一二六 (元史、何実伝) 太宗八年には 太祖二十二年(二二三七年) 中

央政府より紙幣が発行されていた。

ある。 の確立を企図していた説明は、此れだけで十分である筈で 的 が、 てまで地方分権的な支配を施行する必要があつたのか。そ 事実を想いあわすとき、 凡そ、常に中央集権的な支配のために先ずとられた政策 全国的な統一貨幣の発行と交通路の整備であつた歴史 それなのに何故に此の国初以来の基本的政策に反し 蒙古朝が早くより中央集権制度

れには、

それだけの理

由が存した筈である。

究きとめねばならない

与えるに如かず。 王が、 きの至れる者ならんか」と、 の義を明かにする所以なり。 勿論、 の意の優遇であるだけなら耶律楚材も、 其の宗族姻戚に於て、 元史の食貨志には此の疑問に答えて、 以て恩と為すに足る」 必ず其の後に致すのは、 一応の説明はしているが、唯、 元の制を為るや、 (元朝名臣事略、 「多く金帛を 其れ叉、 「昔より帝 親 厚 rja た

親

蒙古朝治下における漢人世侯

(井ノ崎)

制限が其の領主権に附せられていた事実を見るとき、 飲せしめざれば云々」と、 それに、 書耶律文正王神道碑)と、 先に掲示した「恆賦を除くより外、 云うように金帛で十分であつたし、 優遇と云うには余りにも厳しい 控に自から徴

食貨志の説明のみでは満足出来ないであろう。

は此の観点にたつて、 分賜政策以外に此の企図に連関して、 も前後する一連の政策が発見出来なくてはならない。 いとすれば、ただならぬ重要性が想像されるだけに、 るに違いないと云う考えに到達する。 かくて、ここに蒙古朝廷の重大な企図が別に隠され 逆コ ١ ス的な分賜政策の真の意義を しかも時期的に見て 此の推察が 間違 吾 此 7 K な

(545)

実が支配下の住民に対する徴税権を一挙にして奪われてし ず」(元史、石天録伝)と、 まつたのである。 賦税は並て天祿の已に括した籍冊により、 ている。「四大諸侯」の一人として、 (太宗七年) 天禄に詔して、 これは重大な事態の勃発を示し 東平の軍民を括戸せしめ、 自他ともに許した厳 厳実は科収し得

三五

長きにわたつて勢力を育成してきた野心に満ちた漢人諸侯 されたのである。 古朝の最初のしかも強硬な漢人諸侯対策の一石が打ち下ろ 創設し、 創置せられるに及んで具体化され、 0 に許された特権の一つであつた。 のぞんだ。 蒙古至上主義を取りながらも、 便として、漢人世侯を利用した蒙古朝は、総ての点に於て、 比較にならぬ程に優位にあつた漢民族を支配するための方 られたように、 に至つて徴税体制は全く完了した。 二年十一月に、燕京都以下十路に徴税課税使なる徴税官が さしむ」(元史、太宗本紀)から其の事が窺知出来るし、 時 時的な政策であつて、 駅伝を立て、 から胸深く秘めていた。 続いて翌七年には、乙未年籍が作成されて、ここ 在地の民からの徴税も、 戸口 漢人世侯の徴税権は根とそぎに喪失し、 併しながら、 河北の漢民に命じ、戸計を以て賦調を出 の数におい 徴税権の剝奪は、 「太宗元年、 ても、 彼等には寛大な待遇を以て 漢土の物資の豊かな要地に、 併しながら、 同六年、 其の意味から漢人世侯 文化の程度においても、 かくて、 始めて倉廪を置 実に太宗が即位 厳実の例に見 徴収課税所を 此の特権も 型

> が講ぜられねばならない筈である。 直接支配の確立のために、 の対策が、此れだけでは十分ではない。 何をおい ても続 漢土の自主的な いて強力な手段

あつた。 んとする手段であつたのである。 太宗八年の分賜政策は、 云わば河北全域にわたつて蒙古朝の勢力を扶植せ まさに此の意味での第二の石で

に打出された一連の政策であつたと断定出来るであろう。 諸政策は、 州県の守令の上に、 人世侯の監視の第三の手段であつてみれば、 いう蒙古人の地方最高行政官の設置は、 しかも、 との分賜施行に引きつづいて、「〔太宗 明かに漢人世侯を抑圧し漢土の自主支配のため 皆監を置く」(牧庵集、 云わずと知れた漢 譚公神道碑) もはや此等の 八 生

に行使し、 宗七年以後、蒙古朝は全面的に獲得した徴税権を過重 ること能わざる云々」(元朝名臣事略、丞相史忠武王伝)と、太 政は煩わしく賦は重く、 だ。 漢人世侯の勢力を抑えた蒙古朝は、 此の機会に乗じて利にさとい西域商人等の高利貸に 経済的立場におい 星火より急なり。民にわかに弁ず ても絶対的優位に立つべく急 「乙末の版籍より後、 まて

Va

を売り妻子を鬻いで給するも、 よる誅求が民の困窮を加増したとは云うものの、 (同上)や「大名(河北、 大名県)は賦調に困る。 能わざる者あるに至る」 一民、 :::::: 田

厳しさは甚しいものがあつた。 若し復た之を徴せば、 くの文献が其の苛酷を伝えているように、 民生きる者なし」(元史、王珍伝)等多 徴税強行政策の

伝) 厳氏の部下であつた張晋亭は、「諸君(**―**漢人世侯達) 伝)と反対したし、張邦傑が廃止を唱えた。 示し始めた。王玉汝が先ず「民力支えざらん」(元史、王玉汝 (一二五一年) ところが、 包銀制の施行に当つてようやく激しい抵抗を 搾取に喘いだ民衆は、 憲宗マ ング (新元史、 汗 Ö 元 服廸 年

下げた蒙古朝の譲歩が其れを余すなく示している。 対のようすを容易に知り得るのである。果して、 済す克わざれば、 六両制で発足した包銀制を同五年には早くも四両制に切り と激怒した。そして、 天顔咫尺、 の職は親民にあり。 知つて言わざるは罪なり。 罪いかに当らん。云々」(元史、張普亭伝) 民の利病をすら且お知らざるか。い 此の張晋亭の言葉から民衆の強い反 命を承けて帰り、 憲宗元年、 事

> して、蒙古朝は如何なる処置をとつたであろうか。 このように漢人世侯と民衆共々のとみに高まる抵抗に対

蒙古朝は如何にして巧みに反蒙古勢力を回避したか厳氏を るものでなかつた。 ® 侯の功績は大なるものがあつたが其れは免もかくとして、 先に述べておいた。 元来、漢人世侯が課せられた貢賦は決して多いとは云え 実際、 それは彼等を利用する為であつた事は 蒙古朝の漢土支配に於て漢人世

古朝の対策も当然厳氏において最も顕著にあらわれている に当つて最も強く反対した王玉汝・張晋亨等の漢人世侯が、 いずれも厳氏に関係していた人達であつた事からして、 厳氏を特に取りあげた理由は外でもない。包銀制の施行

(547)

対象として見てみる事にする。

ょま

と考えたからである。

を、 の兵間、 た耶律楚材が、「厳実は三十万戸を以て朝廷に帰し、 たのである。此の事は、 先ず太宗十年の出来事である。厳氏の封地であつた東平 太宗は十地に分割して他の勲貴の臣 三たび其の家室を棄つれど卒に異志なし、 王玉汝の決死の抗議に心動かされ に賜与しようとし 贵, 﨑 他

蒙古朝治下における漢人世侯

(井ノ崎)

い知る事が出来るのである。

からは、朝廷の一方的意志によつていとも易く漢人世侯の師に召還され総ての官爵を剝奪されたのである。此の事実政策に非協力であつたと云う其れだけの理由のもとに、京政策に非協力であつたと云う其れだけの理由のもとに、京ように、厳忠済は東平路管民総管兼行軍万戸の顕職を嗣襲ように、厳忠済は東平路管民総管兼行軍万戸の顕職を嗣襲ように、南

の地位を確保出来る仕組に出来ていた。「吾は一農夫のみ。であつて、諸政策の協力に精励であればあるだけ確実に其なものであつた。彼等はただ忠順である限り安堵し得たの以上のように、漢人世侯は其の身分も封地も実に不安定

身分を剝奪し得たかを知る事が出来よう。

ではないか。

蒙古朝廷の漢人世侯対策は此のように巧妙なものであつとめるに大なる役割を果したのを知るのである。 監視する末端機関となり、蒙古朝の激しい搾取を可能ならしめるに大なる役割を果したのを知るのである。 しめるに大なる役割を果したのを知るのである。

そして、

先の

「諸君の職は親民である云々」

との張晋亨

四、河朔の史氏と山東の李氏

た。

る。金末の河朔の荒廃の中にあつて、奴虜となつた者を買偶然に掘つた地中から金塊を発見したによると云われてい史氏が財をなしたのは、嘗て、史倫が家室を築くとき、

もてするも何ぞ以て自ら保たんや。既に降る者は免れ得る 史氏も長期の戦乱のため自保すら出来なくなつて、 を知る」(元史、史天倪伝)と、さしもの富と実力を誇つた 聚めて云うのには、 史秉直の時代に至つて重大な危機に直面した。 ように栗八万石を出して饑民を救うたりした。 いとつたり、 学者を招いたり、 「方今、国家は喪乱す、吾が家の百 泰和四年には、 彼が一族を その豪族が 前に書いた 里中の

口

方法を考え出せなかつたためである。 て征服者の権力に頼る以外に既存の名声と生命を維持する 古人に隷従する事が如何に苦痛であつたとしても、投降し 漢民族と云う高い誇りと伝統に輝く史氏にとつては、 蒙 老稚数千人を率いて蒙古軍に降つたのである。

があつたのである。

もともと、李全の王いる軍隊は、

金朝が南遷して以

0 戸の人々が附随した。そして、既に考察したように、当時 道に饑う」(元史、史天倪伝)と、生活の術を失つた十万余 聞きて附す者は十余万家あり。 河朔地方の状態は降人達が直ぐさま饑餓に襲われる程荒 史秉直の投降の報が一たび伝わると、 尋で之を漠北に遷す。 「遠近より 降人

蒙古朝治下における漢人世侯(井ノ崎)

廃していたのである

他方、 李氏の場合はどうであつたか。

はちぢに乱れていた。 投降以外に此の苦境をきり抜ける方法を知らない李全の心 えつつあつた。南宋軍の来援を期待出来ない今となつては 食糧に苦しみ、 都県西南)の守備軍は、蒙古軍の一年越しの包囲を受けて 宝慶三年(一二二七年)三月、李全の率いる青州 数十万の軍民は数千に減じ戦意はとみに衰 彼には投降を提案出来ない次の理 (山東益

ともすれば投降に傾むく心を鞭うつたのである。 母と長兄が殺された。 それは、先年、 其の上、李全にとつては感情的な今一つの理由があつた。 衆から強い反対を受ける事は火を見るより明かであつた。 加した純然たる義軍であつた。それで投降を云い出せば部 皎が民兵を組織すると、いち早く五干人と共々に此れに参 あらゆる異民族の侵入に抵抗するために発足し、後に高忠 山東地方を蹂躙した蒙古軍に無惨にも彼の 其の悲しみと怒りが甦つてくる度に、

苦しみの余り自決せんとまで思いつめた李全を救つたの

全軍は蒙古軍の軍門に降つたのである。 はかならずしも非行どころか、 はない。 還るだろうし、 ば、 は、 云う考え方も十分是認される筈である。 あつた。 北に帰れば必ずしも非ならず」(宋史、李全伝)と云う激励で 起軍 衣が身にありて袖なきを愁いとなすが如し。 鬼にも角にも、 是非は兎もかくとして、 以来の腹心の部下であつた鄭衍徳と田四 この事は結果的に見れば撃退したのと変り 蒙古軍の撤退を望むならば、 反つて巧みな軍略であると 降服すれば蒙古軍は北 かくて、 今蒙古が 同年四月 <u>ー</u> 「譬え 投降

領 Щ 太宗二年、始めて益都に塩課課税所を置いた山東の塩は 銀が産出するし、 都は北支に於ける唯 る程の財源であつた。 都督張公行狀)とあるように、 山 を夷らす。 |東の塩課を割きて以て師にもちう| (秋澗全集) 山東地方は北支那きつての豊饒な地であつた。 地 は険にして物衆し」と、 の — 山東半島の寧海からは銀が産出した。® 節や、 一の銅の産地であり、 「塩を煮て海を酒らし、 元史食貨志 李璮討伐の軍費を賄つて余あ (歳課の条) (元文類、 云 済南からは鉄 う 中 銅を剷りて 済南路大 統 の記載 神 叉、 武 益

る。

かであつた事を推察出来る筈である。から間接的ではあるが、山東地方が河朔地方より物産が豊

増す。 き 貨を浮べ而して之を中分して、 ……時に亙下始めて通ず。北人は尤も通貨を重じ価十倍に があつた。 真中にありながらも淮南地方との通商貿易は見るべきもの 乱が河朔地方に比べて遙かに少かつたし、 きこと甚し」と、 更にいい事には、 (宋史、李全伝)は、 〔李〕全は商人を誘うて山陽に至り、 「膠西は登・寧・海の衝に当り百貨幅湊す。 あるように、 「群盗鑫起し、 其の一端を明示しているものであ 准より転運して膠西に達 戦乱による荒廃と治安の紊 河朔の冀部にありて その上、 舟を以 戦乱 て 其の 0 娞

のを計算に入れた云わばかりそめの降服であつたのである。脱富な地方に拠つた山東世侯の李氏は、蒙古軍の北へ還る進んで投降した追いつめられた人達であつた。これに反し荒廃した地域で生命を維持するために、一族郎党とともにがあるのが分る。即ち、河朔の世侯である史氏の場合は、があるのが分る。即ち、河朔の世侯である史氏の場合は、以上のように考察してくると、両者の間には著しい相違以上のように考察してくると、両者の間には著しい相違

史忠武王家伝) 氏一 あろう。 言に違はば、 吾が素よりの願なり。 若し王事を以て身を辺郡に歿し、 す。 徳・薄效、其れ将に幾何ぞ。 ない名誉であつた事は今更云うまでもない。 財物とする遊牧民であつてみれば、 州 衣と金鞍を置いた名馬 蒙古侵入軍の先頭に立ち数々の大功をたてた。 天倪は千余人を召集して清楽軍と称し、 この根本的な相違は降服後に於ても明にあらわれた。 (山西新絳県西南)の攻略戦では木華黎の激賞を受け繡 是の如きは何を以て乾坤大造・累朝の恩私に答えん乎。 族の忠誠ぶりは、「史氏は隴畝より起り、風雲に際し涼 との史天沢の訓戒からも十分に知り得るで 暴を吾が邱墓に与えるのみ」 汝等謹んで此の訓に服せ。 を賜つている。 今身名は顕赫し、 馬革で裹みて帰葬するは、 名馬の受賞が此の上も 蒙古軍が馬を至上の 木華黎の指揮する (秋澗全集、 此のような史 宗族は昌熾 例えば、 荷し吾が 丞相 絳 史

辞して至らず」(元史、李璮伝)と、非協力な態度の片鱗を世襲すると、早くも、「朝廷は数々兵を徴すれど、輒ち龍一方、李氏は全が太宗三年に死に養子の璮が益都行省を

蒙古朝治下における漢人世侯

(井ノ崎)

た。 の防備であるとの 李璮は勝に乗じて淮南地方をも一気に攻略する事こそ最上 うと企図した。それだけに激しい攻撃となつてあらわれた。 は淮北地方を奪還して、 が命ぜられた。そこで李璮は大捷を得たのである。 はされたが、その代りに背面作戦とし 務が課せられていて、 投降によつて安堵される代償として貢納と並んで軍役の 突入していた時である。 面に出撃していて、 攻撃が既に開始されており、 の命ずる出兵に応じなかつたのである。 あらわし、 の要衝なり、 ところが、李瓊の拒否は一応の理由があつたので許可 憲宗八年四月には明かとなつた。 兵は撤すべからず」(同上) 意味の事を進言して、 主力は隴州より散関の険を経 普通その義務の拒否は許され 敗 云うまでもなく、 北続きの戦況を一挙に 其の四月は憲宗自から四 て淮北 即 憲宗八年は対 ٤ 漢人世侯達には 位間もな 地方へ 李璮 「益都は南 好転しよ て汚 は、 南宋 0 な 進軍 世 南宋 州 Ш 憲宗 z) s 10 方 北

策もきわめて慎重となつた。

李疏

の奏請を許さなかつた事

内訌が起つた。それで世祖は外部との摩擦を恐れて対宋政

に援軍を請うた。

此の

時突然しかし誰れもが予感してい

は勿論である。

はない。唯、 らましは次の通りである。 葛藤は深い根差しを持つているが、 ところで、蒙古朝の内訌は、今に始まつたのではなく、 この場合の内訌とは阿里不哥との内紛で、 其れを書いている余裕 あ

族 大汗選挙の大聚会の召集を命じた。 尊重すると、 が陣歿した。 汗であつた。だが結局、 外蒙古庫倫西南)で五代目の大汗に擁立され 世祖は突如として大汗に即位した。続いて四月、 ス汗の末子であつたから、阿里不哥の大汗継承が正当であ い抗争が開始された。大汗即位が邪道であつただけに、 「大汗継承」と云う主権の問題を介して、兄弟の間に激 の殆んどを敵に廻し、 憲宗九年 (一二五九年) の七月の末か、 その機会が今おとずれたのである。 阿里不哥は拖雷の末子で、 末子が地位と財産を相続する蒙古の相続法を 世祖の勝利に終つたのである。 文字通り四面楚歌 複雑な紛争の結果、 しかるに、 拖雷は太祖ヂンギ 八月の始めに憲宗 阿里不哥は次の の世祖 た阿 至元元年 翌年三月、 里 和林金 .フビライ 不哥 ٤

> さて、 考察は戻る。

最近非協力な態度を示す李璮等の 好を通ぜんとするのも亦自然のなりゆきであつた。 李壺は憂慮し始めた。そして其の気持がやがて筍に南宋に **寡侔しからず。人ともに患う所なり」(元史、李璮伝)と、** り破壊されつつあるのである。併も、 李璮の時に至つて、 南宋の義軍の旗を巻いて蒙古朝に降つた筈である。 侯の行動が気がかりの種となつてきた。 る事が分ると、 もとより、 前に李全は豊な物産と通商貿易に潤う生活を守るために 世祖は阿里不哥との抗争に全力をあげたが 「一路の兵を以て、 皮肉にも逆に南宋軍の執拗な攻撃によ 山東地方に於ける漢人世 一敵国に抗するは、 世祖の頼みにならざ それが 衆

蓍徳を選びて之を監せん事を廷議す。諸万戸は懼る。 用されるに至つた。 伝と、 ……遂に十道安撫司を立つ。諸万戸皆怒る」(新元史、 漢人世侯がこぞつて激怒する露骨な弾圧政策が 「中統二年正月、 懐柔政策から弾圧政策への 明かな変化 を削り、 採

を見せてきた蒙古朝の漢人対策が、此のように日増に厳し

二六四年)正月、

其の最も端的なのが李遠であつた。「諸侯は朝覲すれど、とに、自己の位置を保つのが利となるか真剣に考え出した。誠であるべきか、叉は反対に南宋朝に帰して其の庇護のも、なるに従つて、漢人世侯の中には依然として蒙古朝に忠

瓊は又至らず」(元文類、済南路大都督張公行狀)の態度が、「中

海の三城を南宋朝に献上する代りに強力な援助を約して遂 も用意の出来た今となつては李璮の心は決つた。 塩課に及ぶ」(元文類、済南路大都督張公行狀)と、 悉く歳賦を留めて兵を括する用となす。 た。 姜彧伝)と、奏せしめるに至つたのは此の時期の事であつ 卒は、 て京師にあつた実子の李彦簡を寄に呼び戻した李琦は、漣 しく先きに其の未だ発せざるに、之を制すべし」(新元史、 至つた。 知らず」(同上)と、蒙古朝廷が最も恐れている事態にたち (同上) と、蒙古朝制定の通貨の使用を拒み、遂には、 統鈔法は各路に通行すれど、 而も、「〔李壺〕偶々漣州を陥し、 唯、 姜彧をして、 **壺の号令を知りて復た朝廷の命を禀くることを** 「益都の李瓚の反状すでに露る。 惟、 瓊は漣州 輒ち其の功を貪り、 而して叉、侵して 令子を用う」 質子とし 財源的に 二 宜

蒙古朝治下における漢人世侯(井ノ崎)

に反旗を翻したのである。

活が破壊されるのを恐れての降服であつた。 と搾取を極度に嫌つた結果弾圧が加えられば益々反抗的に 走つたのである。 のに蒙古朝の権力に頼る必要はなかつた。 して、 衰亡を意味したので全力を挙げて忠誠を尽した。 なかつたのである。 古朝に隷属した。 要するに、 山東地方の世侯は蒙古軍の侵入により戦場と化し生 河朔地方の漢人世侯は、 蒙古朝の権力に頼らなければ自滅する外 ために蒙古朝の衰退は、 生活を守るために蒙 むしろ其の干渉 生存してゆく 直ちに彼等の これに反

五、叛乱漢人世侯の敗因

であろうか。くべき短期間である。このみじめな敗北は何に起因したのくべき短期間である。このみじめな敗北は何に起因したのれて、あつけなく終結した。その間僅かに五ケ月という驚ところが、その激しい叛乱が、同年七月に李瓊が逮捕さ

は虐く、 じ得ない者が害を為すこと一にあらず。吾が民、安ぞ重困 るに、 当性を強調した此の庚申 余を求め、 る。 せざるを得んや」(元典章、 つて民を害う。 に包銀の法が行われてより、 つたのでなく、 反撃を受けた事は、 激が、はしなくも民衆の困窮を完全に裏書きしている。 併しながら、 蒙古朝の搾取は包銀制の施行を機会として、 朝廷が制を立てるは、もと民を利せんと欲せしに、 濫官、 政は暴く、 輸納すれば暗に折耗を加え、 汚吏が夤縁して侵漁し、科斂すれば務めて羨 山東地方の住民は河朔地方の住民に比べる 民の困窮はますます其の度を加えた。 法の弊にあらずして人の弊なり。 斂は急で、農夫を徴使し、 既に考察した。 () 二六() 年) 四 聖政卷三均賦役) 弊が積みて、今や民力愈 併し、 以て淫を致す。 月六日 ٤ 搾取は決して止 田里に安ん 大衆の強い 包銀制の の詔書 之に加え る。 太困 「爱 Ē 刑 反

> 否の騒擾から感じ取ることが出来るのである。 千三百人を調すべし。 生活を破壊する戦の始まるのを非常に恐れていた。 民衆にとつては精一杯である戦争忌避の意志表示を調兵拒 して諸路の兵を増調し、宋を伐たんとす。済南路は応に二 で以て対抗するような激しい反抗意識はなかつた。 幾分なりとも救つていた。それで蒙古朝の重圧に対して力 も分るように、 境に鬻ぐ。云々」(新元史、唆都伝)と、語つている事から より帰還した唆都が、 書いたが、 と比較にならぬ程、 山東地方が豊饒な地であつた上に、 淮南地方との盛んな密貿易が生活の第乏を 生活に余裕があつた筈である。 民大いに撥ぐ」(新元史、張廸伝)と、 「郡県の悪少年が、 間道より馬を宋 李琬 前にも むしろ、 の討 「延議

共に起ちあがり雄々しく抵抗した民衆は、完全に協力を忌声なし」(元史、李熹伝)と、嘗て蒙古軍の侵入に対してはある。「民は瓊の反するを聞き、保郭に入り、或は山谷にある。「民は瓊の反するを聞き、保郭に入り、或は山谷に

避した。

而も、済南城で包囲を受けた叛乱軍は、三ケ月の籠城の

人情は潰散し、琼は制する能わず」(同上)と、人心は全く好子を将士に与えて士気の興揚を計り、民家に貯蔵する食女子を将士に与えて士気の興揚を計り、民家に貯蔵する食ない。ないに極度に士気は衰え食糧は逼迫した。李琼は城中の婦

李璮から離れていつた。

つた。 厳忠嗣傳) 劉通伝) 諸侯が同時に蜂起すると云う見込が全く誤算に終つてしま 破されるに及んで其の望は絶たれてしまつた。 軍して来ながら、 徐州の李杲哥は余りにも簡単に敗北してしまつた。(元史、 翻さなかつた。 かりかい 李瓘の失敗は此れだけではなかつた。 例えば、 済南の張邦直兄弟は同調しておりながらも反 逆に討伐軍の先頭に立つたのを始めとし、〈元史、 ・徐・邳・滄・浜の七州を攻略し、 そして、 徳州の劉復亨は李瓊の密使を斬り捨てたば (元史、 渦 最も期待していた南宋の援軍は 口 (安徽省懐遠県東北)で張弘略に撃 世祖本紀)又、彼と行動を共にした 山東地区の多くの 破竹の勢で進 (元史、 斯よ 旗 張弘 を

略伝)

らぬ事であつた。であつてみれば、僅か五ケ月で滅びた事もあながち無理かてあつてみれば、僅か五ケ月で滅びた事もあながち無理か人世侯の同時蜂起と、南宋の接助を過大に評価した叛乱軍とのように、大衆の支援なき叛乱を起し、山東地区の漢

、まとめ

は、 抗を回避するために蒙古朝廷は漢人世侯を矢面に立てた。 保証したのである。 大衆の反抗を圧え、 施行を契機として表面化してくる。 民族支配と云う特異なものであつただけに、憲宗の包銀制 とに成功した安堵から初期には見られなかつた抵抗が、 蒙古朝との間に新しい支配関係が成立した。 この搾取を免がれ生活を守るために出現した種 たし、賦斂が繁重の度を増したのも其の頃からであつた。 金朝が衰亡の色を濃くしたのは、 結局、蒙古軍と手を結んで共同の敵である金朝を亡し、 併し、 忠誠を励む者のみ世侯としての身分を 金・宋・蒙古と複雑な三朝対立 この激しい漢民族 宣宗の 南遷からであつ 金朝を倒する 々の自衛団 の反 異

四五

蒙古朝治下における漢人世侯

(井ノ崎)

彼等 面 わねばならない。 人世侯の動向が重大に影響する事を考えれば当然な事と云 あげて李璮を葬つた。基礎未だ固まらざる元朝にとつて漢 も躊躇しなかつたし、 あつた。 た。だがその反面、 従つて、 との摩擦をさけるのに臆病すぎる程の配慮を行つてい 蒙古朝廷に積極的に協力したのに反し、 0 人世侯は軍民兼領の特権を剝奪され、 て元朝が成立すると、 侯は生活を守るために逆に反抗的となつた。 触していた河朔 治感覚を非常に鋭敏にした。 二六四年)、「始めて諸侯を罷む」(元史、 でいている。 、的に姿を没するのである。 政治情勢が、 0 既存の地位を最も安全に保持出来るかを判断する政 政治的に有害という理由で厳忠済を除くのに少し 宋朝との問題については慎重に漢人世侯を指導し 地区の漢人世侯は、 漢人世侯をして如何なる権力と結びつく時、 かくて、 漢人世侯の問題になると極めて厳格で 宋朝に接近したと云う理由で全力を 世祖は阿里不哥の内訌のため、 李璮の乱を機として、やがて漢 かくて、早くより豪古族と接 生活を維持するために 至元元年(一中統五年 山東地区の漢人世 世侯本紀)と、 世祖が即 外部 た。 位

> 第二号)に於てである。 実造教授の「ボョウ王国の成立と性格」(東洋史研究第十一巻一九頁)で少し述べているが、体系的に指摘されたのは、田村の 此の事については、蒙思明が「元代社会階級制度」(一八―

③ 考究されたのは、愛宕松男教授の「李琦の叛乱 李瓌の乱の持つ政 (東洋史研究第六卷第四号) 治的意義を其の歴史的経過 である。 と其 K **16** 0 V٦ 政 -治 詳 的 細 K

受けた。 尚、拙稿を草するに当つて、教授の論文から多くの御教示を

る。 題」(歷史学研究会一九五一年大会報告)で既に指摘されてい倒) 此の事については、古島和雄氏が「中世における 民族の 問

⑤ (次頁地図参照)

6 授 年)に嘗てない大変化があつた。それは宋の東京留守杜充が金軍 つて元代に於ては、 あ 0) 東流とがあるが、 つて、 汴京進撃を防がんがために黄河 河は風" 河朔地方とは黄河以 「黄河の河道を繞る金宋交渉」 泗水より淮水に流れる所謂南流で その河道を変えるので (註⑤の地図参照) 黄河は南流していたが、 以北の地 を指すので 東洋 つある。 を切 史研究第二卷第四号) つて新道をつくつたので 金の天会六年 大まかに云つて北流 あるが、 ある。 ここで云うのは其 团 (外山軍治教 つた事



れ以前の河道である東流以北の地方を指している

7

(8) П FÎ 金朝の戸籍作成の順序は、 数 数 (一一八七年)(一大定二十七年)明 間で 気・ の大 容気· 空云 型型·九00 究売・00C 一九〇年)(一 三年に一 度その年の 門門0·四00 の図・間には | 九五年)(| | 九五年)(| 月初め里正 和七年 岩石·雪岩

蒙古朝治下における漠人世侯(井ノ崎) 主首、猛安、謀克に命じ姓名と年齢を具して戸口を験し、同一主首、猛安、謀克に命じ姓名と年齢を具して戸口を験し、同一

> 省に遠する事になつている。 ら十日以内に上司に届け、すべて四月二十日に戸部を経て中書十日に実数を県に報告し、二月二十日それを州に申し、それか

駅伝の設置、井戸の穿掘、探馬臣の創置の四つを云う。如何に自慢の種であつたか分る。尚、四功とは金朝平定の外、如何に自慢の種であつたか分る。尚、四功とは金朝平定の外、の、金朝平定を其の第一に挙げている事からして、彼にしてはの 太宗オゴダイ汗が自から四功といつて誇つた四つの手柄があ

⑪ 包銀制とは、例えば軍戸・站戸・儒戸等の特殊な戸計⑩ 箭内互博士の「元朝牌符考」(蒙古史研究)に詳し。

報、京都第二十四冊)に詳し。た制度で、安部健夫教授の「元時代の包銀制の考筅」(東方学た一般民戸に其の戸格に應じて賦課し、原則として銀納せしめた一般民戸に其の戸格に應じて賦課し、原則として銀納せしめ

かつたと論じておられる。 古朝への歳貢を例として、漢人世侯にとつては過大な負担でな四 愛宕松男教授は「李璮叛乱と其の政治的意義」で高麗から蒙

☞ 史氏の系譜はほぼ左の通り。



佐伯助教授から資料の誤醗等について多くの御教示を受

(14) 李氏の系譜ほぼ左の通り。



(15) 明である。 左の地図は、元史食貨志によつて作成したが其の産出量は不 斃

物産圖 済南(銀鉄 益郡全面 海(銀) 晉軍(金萬節 慎盖金竹) 14年 口河南(竹葵)

け

た。 (附記)

深く謝意を表します。

昭 和二十 九年十二 Ħ -|-Ŧ. H

出席下さい。 当会々則第七条、第十三条ならびに附則の規定にもと 左の通り会員総会を開催致しますから、 原 随 何卒御 選

記

日時十一月二日 (火)午後三時 京大楽友会館(市電近衛通下車) (予定)

議 顧 場所

숲 숲 則務 変 報 選更告

員 各 位

評

識

員

改

会

費をお送り下さるようお願い申し上げます。 学を行いますが、バスの定員が五十名に限られておりますので、 めました。何卒事情御了察の上、既に二百円御納入の方は、追加会 百円と発表致しましたが、諸経費がかさみますので二百五十円と改 希望の方は見学会費を添え、至急お申し込み下さい。見学会費は二 [おことわり] 前号所掲の通り、 十一月一日 A 奈良方面の見

(558)

- 5. Sanjo as an Economical Basis of the Nobility With the development of the knightly class the manors once held by the nobility were often in danger of destruction and the nobility tried to retain the estates of Sanjo as the last basis of their declining economy. It was that the Sanjo was not only the last trace of ancient slavery but also the emergence of Sanjo-min as the active traders of the age.
- 6. The Civil War and After During the Civil War of the Nan-boku-cho (南北朝) the Sanjo played a great role. The survival of Nan-cho (南朝) over half a century was solely dependent on the economic power of the Sanjo-min. But with the development of merchant capital under the Muromachi (室町) Shogunate they were weakened and with it disappeared the last groundwork of the ancient state.

The Chinese Lords (Shih-hou 世侯) under the Mongolian Dynasty

bу

T. Inosaki

During the first part of the thirteenth century China was in a chaotic situation arising from the social dislocation caused by the contending dynasties. But in 1234 the Yüan displaced the Chin Dynasty and the Mongolians ruled the people of China. The racial prejudice, however, was strong among the people and the ruling class was open to many resistances. Moreover Nan-Sung was anxious to recover territory lost in the social turmoil in the preceding ages. In such a circumstance the so-called shih-hou played a delicate role as an intermediary between the Mongolian Court and the people.